

利根川栗橋流域水防事務組合公告式条例

	昭和39年	3月23日	水防組合条例第1号
改正	昭和39年	6月15日	水防組合条例第14号
改正	昭和62年	2月16日	水防組合条例第1号
改正	平成2年	8月17日	水防組合条例第1号
改正	平成9年	10月13日	水防組合条例第2号
改正	平成22年	2月17日	水防組合条例第1号
改正	平成22年	2月17日	水防組合条例第2号
改正	平成22年	2月17日	水防組合条例第3号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行なう。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規定の公表)

第4条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

(その他の規則及び規定の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。

ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは、規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、昭和39年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和62年2月16日から施行する。

附 則

この条例は、平成2年8月21日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表

掲 示 板	場 所
久喜市役所前	埼玉県久喜市下早見 8 5 番地の 3
幸手市役所前	埼玉県幸手市東四丁目 6 番 8 号
杉戸町役場前	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目 9 番 2 9 号
春日部市役所前	埼玉県春日部市中央六丁目 2 番地
五霞町役場前	茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1 1 6 2 番地の 1